



Patent Annuity, Trademark Renewal &
Technology Transfer Services

It's patently obvious

Vital Information from MARKPRO Global

こんにちは。(株)マークプログローバルです。

最近、年次登録料及び特許法律に変更がある国につきまして、その詳細をお知らせ致します。下記の内容をご参考の上、貴社の業務にお役に立てれば幸いです。

1. アルゼンチンの年次登録料の変更

アルゼンチン特許庁は2013年7月1日から適用される年次登録料の変更を告示しました。

変更される特許、実用新案及び意匠の年次登録料は次の通りです。

① 特許

年次	変更前 (ARS)	変更後 (ARS)
1～3年次 (年次当たり)	500	600
4～6年次 (年次当たり)	1,250	1,500
7～20年次 (年次当たり)	2,500	3,000

② 実用新案

実用新案の年次登録料は特許年次登録料の50%です。

③ 意匠

意匠の更新料はARS 600です。

2. 大韓民国

① 特許出願の回復機会の拡大

出願人の責任が取れない事由によって出願審査又は再審査の請求期間が経過し出願が消滅された場合 ⇒責任が取れない事由が終了した日から2ヶ月以内に出願審査又は再審査を請求すれば特許出願を回復することが可能です。

② 出願人の責任が取れない事由によって消滅された特許出願又は特許権の回復の 申込期間を統一

消滅された特許出願又は特許権の回復の申込期間が責任の取れない事由が終了した日から既存の「14日以内」から「2ヶ月以内」として変更されました。

(上記の①、②の場合、申込期間は期間満了日から1年を経過することができない。)

※上記の規定は2013年7月1日以降に出願した特許出願に適用されます。

上記の内容は該当国家の特許庁のウェブサイト及び海外代理人からの案内文に基づいて作成したものであるため、(株)マークプログローバルはこれに関して法的な責任を取ることはできません。